

第30回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年7月5日(木) 午後2時00分～午後4時00分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎3階中会議室(新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】(11人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、
11番 篠田 開、12番 福留康弘、14番 吉尾好市
【推進委員】(5人)
1番 大石正幸、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、
(事務局：書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(3人) 4番 藤原 忍、8番 伊芸精一、13番 松本昌子、
【推進委員】(2人) 2番 弘瀬正彦、7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について (5件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について (1件)
議案第3号 非農地証明願について (1件)
議案第4号 形状変更に関する届出の報告(2件)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは時間も来ましたので、7月の定例会を始めたいと思いましたが、毎日毎日雨ばかりで鬱陶しい日が続いております。東の方とか山間部の方とか大雨とか竜巻の被害が出ております。幸い黒潮町では今のところ大きな被害は無いようでございますが、また、台風も出来ております。気を付けていただきたいと思います。

それでは始めたいと思いますが、本日の欠席者は4名おまして藤原委員と伊芸委員、それから松本委員、弘瀬委員、福井委員が欠席ということですが会は成立しております。

それから本日は、県の田中さんもお見えになっていて、後ほど講演をしてくれるということになっています。よろしくお願ひします。

それで、本日の議事録署名人は山中委員と宮川委員にお願いしたいと思います。

それでは議案に入りたいと思います。第1号議案、農地法第3条許可申請についてについて、5件出ております。1番より随時、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは資料に基づいて御説明をします。1ページをお願いします。3条申請

とで来年以降自分が作るというようなことを聞いております。元々〇〇〇〇さんの親父さんの時代にはハウスを作りよったようで、口約束では譲り受けたというようなことになっておりましたけれど、書類上の登記が出来ていなかったということで今回この様な議案が出てきたようでございます。本人は作るということでございますので、現在も作っておるがですけども今は〇〇〇〇さんという人が作っております。ハウスも区切っているように見えますけれど元々は全部〇〇さんのハウスということですので。以上です。

この件について、質疑、質問のある方お願いします。

ハウスは〇〇さんの物で、土地は〇〇さんの物です。

何か質問等ありませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思いますがいいですか。

それでは1番について承認される方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。1番につきましては承認されました。続きまして3条申請2番をお願いします。

事務局 それではまた1ページをお願いいたします。

2番目、譲渡人、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請地、馬荷字ハタダ4653番、田で3,692㎡。理由としましては、所有権移転で売買、許可あり次第所有権移転ということで、10ページをお願いいたします。ここの申請地は馬荷の農用地域内に入っております。利用権の設定もされておられません。それで10ページのこれは福堂の加持川の別れ道から少し奥へ入った所です。11ページに住宅地図を付けております。それから12ページに航空写真の拡大図を付けております。それと13ページが公図です。15、16ページに現況の写真を付けております。現在、稲が植わっておりますして耕作をされております。それでは14ページをお願いいたします。3条の調査書ですが、譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さん。3条第2項第1号全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されております。農作業の従事については、申請者本人と、奥さん子どもさんとで農業に従事されております。それと所有機械につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有して農業をしております。ここの項目には該当しないということになります。それから第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、個人ですのでここも該当しません。第3号信託についても、信託ではありませんのでここも該当しません。それから第4号農作業常時従事ということで、年間300日の農作業に従事されているということです。ここも該当しません。第5号下限面積につきましては、今回の取得分を含めて11,702㎡、117.0aということで30aを超えますので、ここも該当しません。それと第6号転貸禁止につきましては、譲渡人の所有農地ですので、ここも該当しません。それと第7号地域の調和ということで所有権移転後も現状どおりの稲作を継続するため、周辺農地への影響はないということでここも該当しません。事務局としては問題ないと思います。以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん何かあれば。

〇〇委員 実は、今は〇〇〇〇に4月から変更しましたが、15年ぐらい前に〇〇〇〇が亡くなってそのまま誰も居らなくなってから、今年の4月に長女の〇〇〇〇が、加持に姉がいますが、それに登記を全部し直しまして、〇〇〇〇が上隣で、僕の家が下隣で両方へ分配するということになってここに出してきたのですが、そういうことです。

議 長 担当委員さんの説明も終わりましたが、何かこの件について質問等ありましたら。

〇〇推進委員 構いませんか。

議 長 はいどうぞ。

〇〇推進委員 現地を見に行きまして、綺麗に作っていました。問題は無いと思います。

議 長 今、〇〇さんからも、問題は無いということでございますが、何か質問質疑ありませんか。

無いようでしたら承認を受けたいと思います。2番について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。2番についても承認されました。

続きまして、3条の3番に移りたいと思いますが、〇〇委員本人の申請ですので退席願います。

それでは3番につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 それではまた1ページの方におかえりください。それでは3条の3番目、譲渡人同じく〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇の〇〇さん。申請地、2筆ありますが、馬荷字連藏寺4696番、田で1,478㎡。同じく馬荷で字古ヤシキ4688番、田、1,048㎡。理由としまして、所有権移転、売買、許可あり次第所有権移転。という理由です。それでは17ページをお願いします。宜しいでしょうか。ここの農地も2筆共農用区域内の農地です。利用権の設定はされておりません。それで、17ページに航空写真を付けておりますが、福堂の集会所の近くに2筆あります。それから、18ページに住宅地図を付けています。同じく19ページが拡大図です。それから20、21ページに公図を付けております。23、24ページに現況写真を付けております。現在耕作されております。それでは22ページをお願いします。3条の調査書についてですが、譲請人〇〇〇〇さん、譲渡人〇〇〇〇さんということで、2項の第1号全部効率利用については、農業に従事されている方ですので問題はありませぬ。農作業従事者が御本人と奥さんの2人で、それと所有の機械についてはトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しています。第2号についても、個人ですので農業生産法人以外の法人について該当しません。第3号についても、信託ではないので適用なし、ということで該当しません。第4号農作業常時従事については、年間320日の殆んど農業に従事ということで問題ありません。ここも該当しません。第5号下限面積については、今回の取得分を含めて24,599㎡、245.99aということで30aを超えておりまして、ここも該当しません。それと第6号転貸禁止については、本人の所有農地となっておりますので、ここも該当しません。第7号地域の調和につきましては、ここも同じく稲作を継続して栽培されますので影響はないと考えます。事務局としては問題は無いと考えます。以上です。

議 長 今、事務局より説明が終わりました。担当は〇〇〇〇さんですけれども居ませんので、〇〇〇〇さんをお願いします。

〇〇推進委員 23ページこれはハウスが建ってます。春までニラを植えてたようです。ここも綺麗にしています。24ページも綺麗にされています。問題は無いと思います。

議 長 今、〇〇さんから問題は無いと報告がありました。この件について何か質疑質問等ありませんか。

無ければ承認を受けたいと思います。3番につきまして承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。3番につきましても承認されました。

それでは、3条申請4番について説明をお願いします。

事務局 それではまた1ページをお願いします。3条申請の4番目。譲渡人〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請地、浮鞭字新田 3971 番、田の 847 m²。理由としまして、所有権移転、売買ということで、許可あり次第所有権移転ということになっています。25 ページをお願いします。25 ページに申請地の位置図を付けておりますが、国道 56 号線から浮鞭、湊川に入って行く旧国道の近くにあります。26 ページ住宅地図を付けております。それから 27 ページは拡大の航空写真を付けております。28 ページが公図を付けております。30 ページに現況写真を付けております。現在、水田に水が張られている状況になっています。29 ページの調査書ですが、譲受人は〇〇〇〇さん、それから譲渡人は〇〇〇〇さん。第 2 項第 1 号全部効率利用については、経営農地は全て耕作されているということで、旦那さんと一緒に農業されておりますのでここは問題ないと思います。所有機械はトラクター 4 台、コンバイン 2 台、田植機 2 台、乾燥機 3 台ということでここは該当しない。第 2 号農業生産法人以外の法人ということですが、ここは個人ということで、〇〇さんの方で申請されていますので適用なしということで該当しません。それから第 2 項第 3 号信託については、信託ではないので適用なし、ということでここも該当しません。それと第 4 号につきましては、農作業常時従事ですが年間 240 日の農作業の従事をされておりますので、ここも該当しません。第 5 号下限面積につきましては、今回の取得分を含めて 4,187 m²、41.87 a ということになっておりまして、30a を超えるということで、ここも該当しません。第 6 号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということでここも該当しません。第 7 号地域との調和につきましては、同じく水稻の栽培を継続をするためここも該当しません。問題は無いと思います。以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があれば。

〇〇推進委員 別にありませんが、問題は無いと思います。

議長 問題無いということでございますが、この件について何か質疑質問ありませんか。

特に無いようでしたら、承認を受けたいと思います。この件について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。4番につきましても承認されました。

続きまして 5 番をお願いします。

事務局 また、1 ページをお願いします。

3 条 5 番目ですが。譲渡人が〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇さん。譲受人が同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請地につきましては、入野字新明 7330 番、田の 1,250 m²。理由としましては、所有権移転で売買、許可あり次第所有権移転となっています。31 ページをお願いします。ここは早咲、県営圃場整備地になりますが、ローソン大方店のすぐ近くの所です。ここは農用地区域内となっております。利用権の設定もされておられません。31

ページの航空写真、32ページの住宅地図、国道と擦れ擦れの所となっておりますがお分かりになりますか。それと33ページ赤で囲んだ部分、ハウスが中途半端になりますが、この部分が今回申請の農地となっております。それと34ページに公図を付けております。36ページ、37ページと現況写真を付けております。35ページ、3条調査書について説明をさせていただきます。譲受人〇〇〇〇さんということで、譲渡人〇〇〇〇さん、先ほどと同じですが第1号から第6号までは該当しません。また、7号については現在このハウスで生姜を栽培されております。それを継続するため以前とは変わらないので影響は無いということで、ここも該当しません。それで33ページお願いします。赤で囲んだ部分のハウスが2棟半くらい有って全部で6棟ぐらいになってますが、左の3棟半の所は借り上げて今度の申請の所と1つにして、生姜を栽培すると聞いております。以上です。問題は無いと思います。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があれば。

〇〇委員 〇〇〇〇さんの方にはよう会わなかったですが、御主人の〇〇〇〇さんに会いまして話を聞きまして、相手方の〇〇さんが前にアスパラを作りよったハウスで、〇〇〇〇に住んでいますが話し合いも済んで問題は無いと思います。

議長 今、担当委員の〇〇君から説明がありましたが、この件について質疑質問はありませんか。

特に問題は無いということで、承認をいただきたいと思います。

この件について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。5番につきましても承認されました。

続きまして議案第2号農地法第5条許可申請について1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは同じく1ページをお願いします。

一番下に議案第2号ということで、農地法第5条について1件出ております。譲渡人が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん御夫婦らしいですが御二人の申請となっております。申請地については3筆ありまして、佐賀字サイノヲ667番1、田で55㎡。同じく佐賀字サイノヲ668番1、田で291㎡。佐賀字サイノヲ669番2、田で76㎡。理由としましては、店舗兼住宅用地ということで譲受人〇〇〇〇は、単独で申請地を購入後、〇〇〇〇と共有名義の自宅兼書道塾カッコして2階建を新築したい。という理由になっています。38ページをお願いします。申請地を記載しておりますが、佐賀中学校の南側にあたる所になります。39ページに住宅地図を付けておりますが、手前に最近1件転用が出ていたようですが、そこと道路との間の申請となっております。40ページに航空写真を付けております。それから41ページに公図を付けております。42ページについては、平面図の配置図を付けておりますが、左の赤い斜線の所は住宅、右の方に長四角に斜線を入れた所が駐車場になりますが、これが9台分の車を駐車するという御夫婦の所有の車が3台、塾の生徒の送迎用として6台分ということで駐車場のスペースが必要という申請となっております。それと進入路につきましては、この図で言いますと下側に4mの進入路を作って、出入りするということになっております。43ページをお願いします。排水計画図ということで付けて

おりますが、家の周りの水色が配管を示した図です。それと家を予定している所の下
の四角い所が浄化槽を予定しています。生活排水については、その浄化槽を通して今度
造成するところと道路の間にある水路に排水する計画になっています。44、45 ページ
お願いします。現況写真を付けております。資金計画については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇で計画されていて、通帳その他の必要書類も添付されています。それと同意につ
きましては、41 ページをお願いします。赤で囲んだ中の 3 番の右側の所に農地が有り
ます。669 - 4 と 669 - 1 それとその下の 675 が隣接した農地になります。668 - 5 は宅
地になっています。その隣接した農地で 669 - 4 については、現在の登記の所有者が亡
くなられていて、相続人も分からないということで調べまして、納税義務者の方に同意
を貰っております。それと 669 - 1 と 675 につきましては黒潮町の名義になっています。
町の方で何か事業を予定していて買収されていたようです。現在は耕作されておられ
ませんので影響はありません。町の同意は付いてませんが、町が耕作をするということ
はありませんので、県の方には意見書に書いて提出をするようにしています。あと、こ
この農地区分につきましては第 2 種農地、理由としましては黒潮町役場佐賀支所から概
ね 500m 以内にある農地ですので第 2 種農地になると判断しています。問題は無いと思
います。以上です。

議 長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん補足説明があれば御願
いします。
〇〇委員。

〇〇委員 〇〇〇〇の〇〇〇〇さんには連絡が取れなかったがですけど、〇〇〇〇さん
の方に聞きましたところ、今居る家が古くて耐震を満たしていないということで、もし
地震が起きた時に生徒さんを守れないということで、奥さんと相談して家を建てたい
ということになりました。あと、床がギシギシ揺れて習字が上手く書けないので、と
いうことを言っていました。

議 長 今、担当委員さんからも説明がありましたが、この件について質疑質問の
ある方お願いします。

(質疑なし)

議 長 無いですか。

無いようでしたら承認を受けたいと思います。この 5 条申請について承認され
る方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。5 条申請について承認されました。

続きまして議案第 3 号非農地証明について 1 件出ております。事務局より説明
をお願いします。

事務局 それでは 2 ページをお願いします。議案第 3 号非農地証明について 1 件
申請があります。

届出人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。願出地は佐賀字城山 299 番 1、畑で 168 m²。願
出理由については、元々墓があり、その周辺の一部を農地として使用していたが、漁
業が多忙となり、農地の管理ができなくなったため、仕方なくコンクリート舗装カ
ッコ平成 10 年 1 月 10 日を実施し、現在に至っている。という願出理由です。46 ペ
ージをお願いします。場所は、土佐西南大規模公園佐賀東地区の南側になる所です。
県道中土佐佐

賀線が間を通っていますが、その南側の山の所に申請地があります。47ページお願いいたします。住宅地図に申請地を記載しておりますが、ちょっと分かりにくいかと思いますがその山の中にあります。48ページに航空写真の拡大を付けておりますが、その中に申請地、墓もが有りますが、その下にもあります。それと49ページ公図を付けております。50ページお願いいたします。中ほどに墓がありますが、周りは全てコンクリートで固めておりまして、コンクリート張りにしておりまして、これが先ほどの願出理由にもありました平成10年頃にコンクリートにされたということです。墓地については当時申請をしていたと聞いております。それと51ページに同じく写真を付けておりますが、見たとおりコンクリート張りですので農地への復元は出来ないと思います。以上です。

議 長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん〇〇委員。

〇〇委員 電話で話したんですけど、〇〇〇〇さんは夜だったので御休みになられていて奥さんとお話したんですけど、事務局の言うとおりでした。

議 長 事務局が説明したとおりということですが、この件について何か質疑質問等ある方お願いします。

何か質疑質問有りませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思います。この非農地証明について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明について承認されました。

続きまして議案第4号形状変更届報告事項について2件出ております。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは2ページをお願いします。議案第4号形状変更届の2件の内のまず1番につきまして、場所は1番も2番も同じ所です。まず1番、届出人〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。届出地8筆ありますが、もう見ていただいて入野字竜王という所の8筆です。届出理由としましては、田から嵩上げをして、畑として利用したい。ということです。52ページお願いします。場所は旧黒潮町役場から西側に今国道が付いておりますが、その周辺となっております。ここへ1から8までの番号を打って示しております。53ページの住宅地図で確認をお願いします。54ページに拡大図を付けております。それと55ページに公図を付けております。赤で囲んだ所が申請地となっております。それから56ページに断面図を付けております。約1m50くらい嵩上げをするということになっております。57ページに現況の写真を付けて赤で示しております。54ページお願いします。この辺が嵩上げされて、下の方で③で2033-3と数字を書いておりますが、その所に道が通っておりますが、それから入野駅の方にあたる訳ですが、ここは田になっております。これから南側の溝については、都市下水の所から汲み上げているということで、田には影響は無いと聞いております。工期としては8月から10月くらいまでを予定しておりますが、これは町の方の工事の残土とも関係しておりまして、その工事の進捗具合によって時期が多少変わることもありますが、10月末までには嵩上げを完了するというふうには聞いております。同じく2番の方も場所は同じでして、58ページお願いします。①、②と航空写真で示していますが、1番の〇〇〇〇さんのほうと2番の〇〇〇〇〇さんの所と殆んど同じですので、説明も同じになります。採決については別々で願

いしますけど、説明は1つでさせてもらいます。あと63ページですが、〇〇〇〇さんの所は青で囲んで①、②と記載している所が届出地となります。以上です。

議 長 今、事務局より説明が終わりました。この件について担当委員さん何か補足説明はありませんか。

〇〇委員 補足説明では有りませんが、この現場は〇〇〇〇の御父さんが昔ハウスをしようとしたところで、今道路の工事しようけん土が落ちてきて何ともならないので早く埋めたいとは言っていました。

議 長 今、説明がありました。この件について質問のある方。

無いようでしたら承認を受けたいと思います。まず、形状変更届の1番より承認を求めます。承認されますかたの挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。1番につきましては承認されました。

2番をお願いします。

(挙手多数)

2番につきましても挙手多数でございます。承認されました。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それではお手元に配っております、議案第5号という資料を御覧いただきたいと思えます。まず1枚捲っていただいて1ページと書いてありますが、今回5件の利用権の申請があります。まず、30-12ということで貸付人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、期間5年で下田の口字岩合代の利用権設定をするようになっています。それで面積が2,025㎡、作物が葉タバコで1反当たりの借地料は米4俵で物納となっております。利用権の種類は賃貸借ということになります。それからあと、下の4件につきましては、30-13から30-16までについては貸付人はそれぞれですが、県の農業公社、中間管理機構の事業で貸借するようになっています。場所が4件とも浮鞭のヤモウヂです。それでこれは使用貸借権ということで貸借をするようになっています。中間管理機構を通じて今度利用権の設定、借られる方は〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受けるということになっているようです。あと、詳細については2ページから以降付いていますが、御覧いただきたいと思えます。以上です。

議 長 はい、今事務局より説明が終わりましたが、目を通していただいて何か質問があれば御願います。

事務局 下の農業公社の分については、右の端に設定が有りますが、新たな設定ということで、中間管理機構の事業で貸借をすることで新にしていますが、今までにも〇〇〇〇さんとは相対で利用権の設定はされていたようです。

議 長 何か有りませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思えます。この利用権の設定について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第5号については承認されました。

それでは、(3) その他の討議・報告事項について、を議題とします。

農地パトロールについて、とありますが事務局より説明をお願いします。

事務局 3番その他の討議・報告事項について、事務局、委員より以下について提案され協議をした。

1. 農地パトロールの日程について（昨年 of 日程表を基に協議する。）
2. コスモス栽培の作業について

○その他

・ 農業者年金について勉強会

農業会議 田中さんを講師に勉強会を実施した。

議長 これで定例会終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後 4 時 00 分終了)